

北上川水系（北上川上流）流域治水協議会

規 約（案）

（設置）

第1条 「北上川水系（北上川上流）流域治水協議会」（以下、「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による今後の水害の激甚化・頻発化に備え、北上川水系北上川上流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の対象流域構成）

第3条 協議会は、一級水系北上川北上川上流域（岩手県内）を対象とする。

（協議会の構成）

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

1 北上川水系北上川上流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。

2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

3 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況のフォローアップ。

4 その他、流域治水に関して必要な事項。

(幹事会の構成)

第6条 協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項による者のほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とするものとする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切ではない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所調査第一課及び岩手県県土整備部河川課が協同で行う。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会の承認を得て定めるものとする。

(附則)

本規約は、令和 2年 9月 日から施行する。

北上川水系（北上川上流）流域治水協議会

（構 成 員）

盛 岡 市 長

花 巻 市 長

北 上 市 長

遠 野 市 長

一 関 市 長

八 幡 平 市 長

奥 州 市 長

滝 沢 市 長

雫 石 町 長

岩 手 町 長

紫 波 町 長

矢 巾 町 長

西 和 賀 町 長

金 ヶ 崎 町 長

平 泉 町 長

岩手県 県土整備部長

国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所長

国土交通省 東北地方整備局 北上川ダム統合管理事務所長

（事 務 局）

国土交通省 東北地整備局 岩手河川国道事務所 調査第一課

岩手県 県土整備部 河川課

北上川水系（北上川上流）流域治水協議会幹事会

（構 成 員）

盛岡市 建設部長
花巻市 建設部長
北上市 都市整備部長
遠野市 環境整備部長
一関市 建設部長
八幡平市 防災安全課長
奥州市 都市整備部長
滝沢市 都市整備部長
雫石町 地域整備課長
岩手町 建設課長
紫波町 建設部長
矢巾町 総務課長
西和賀町 総務課長
金ヶ崎町 都市建設課長
平泉町 建設水道課長
岩手県 県土整備部 河川課 河川海岸担当課長
岩手県 県土整備部 都市計画課 計画整備担当課長
岩手県 県土整備部 下水環境課 下水事業担当課長
国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所 副所長
国土交通省 東北地方整備局 北上川ダム統合管理事務所 副所長

（事 務 局）

国土交通省 東北地整備局 岩手河川国道事務所 調査第一課
岩手県 県土整備部 河川課